

厚生委員会情報連絡【追加】

令和 7 年 7 月 4 日

情報連絡事項

頁

- 1 【追加】生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決について・・・・・・ 2

(福 祉 部)

厚生委員会情報連絡

令和7年7月4日

件名	【追加】生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決について																												
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活支援推進課																												
内容	生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟（第一審：大阪地裁及び名古屋地裁）について、令和7年6月27日に最高裁判所で判決が言い渡されたため報告する。 1 訴訟の内容 厚生労働大臣は、平成25年から平成27年にかけて、生活保護法による保護の基準中の生活扶助基準の改定（以下、「本件改定」という。）を行い、被告各市（大阪市や名古屋市など）の福祉事務所長らは、原告らに対し、本件改定を理由として、生活扶助の支給額を変更する旨の保護変更決定を行った。 本件は、原告らが、本件改定は違法であるなどと主張して、①被告各市を相手に上記保護変更決定の取消しを求めるとともに、②被告国に対し国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めたものである。 2 判決の内容 ① 自治体による保護変更決定処分を取り消す。 ② 原告らの国に対する損害賠償請求を棄却する。 3 訴訟の経過 （1）第一審：大阪地裁 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年12月19日</td><td>提訴①</td></tr> <tr> <td>平成28年2月15日</td><td>提訴②</td></tr> <tr> <td>令和3年2月22日</td><td>一審判決（自治体敗訴・国勝訴）</td></tr> <tr> <td>令和5年4月14日</td><td>控訴審判決（国及び自治体勝訴）</td></tr> <tr> <td>令和5年4月25日</td><td>原告ら上告及び上告受理申立て</td></tr> <tr> <td>令和7年3月26日</td><td>原告らの上告受理申立てを受理することの最高裁決定※</td></tr> </tbody> </table> ※ 上告については、民事訴訟法312条1項又は2項に該当しないとして棄却した。 （2）第一審：名古屋地裁 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年7月31日</td><td>提訴①</td></tr> <tr> <td>平成28年4月21日</td><td>提訴②</td></tr> <tr> <td>令和2年6月25日</td><td>一審判決（国及び自治体勝訴）</td></tr> <tr> <td>令和5年11月30日</td><td>控訴審判決（国及び自治体敗訴）</td></tr> <tr> <td>令和5年12月13日</td><td>国及び自治体上告受理申立て</td></tr> <tr> <td>令和7年3月26日</td><td>国及び自治体の上告受理申立てを受理することの最高裁決定</td></tr> </tbody> </table>	日時	内容	平成26年12月19日	提訴①	平成28年2月15日	提訴②	令和3年2月22日	一審判決（自治体敗訴・国勝訴）	令和5年4月14日	控訴審判決（国及び自治体勝訴）	令和5年4月25日	原告ら上告及び上告受理申立て	令和7年3月26日	原告らの上告受理申立てを受理することの最高裁決定※	日時	内容	平成26年7月31日	提訴①	平成28年4月21日	提訴②	令和2年6月25日	一審判決（国及び自治体勝訴）	令和5年11月30日	控訴審判決（国及び自治体敗訴）	令和5年12月13日	国及び自治体上告受理申立て	令和7年3月26日	国及び自治体の上告受理申立てを受理することの最高裁決定
日時	内容																												
平成26年12月19日	提訴①																												
平成28年2月15日	提訴②																												
令和3年2月22日	一審判決（自治体敗訴・国勝訴）																												
令和5年4月14日	控訴審判決（国及び自治体勝訴）																												
令和5年4月25日	原告ら上告及び上告受理申立て																												
令和7年3月26日	原告らの上告受理申立てを受理することの最高裁決定※																												
日時	内容																												
平成26年7月31日	提訴①																												
平成28年4月21日	提訴②																												
令和2年6月25日	一審判決（国及び自治体勝訴）																												
令和5年11月30日	控訴審判決（国及び自治体敗訴）																												
令和5年12月13日	国及び自治体上告受理申立て																												
令和7年3月26日	国及び自治体の上告受理申立てを受理することの最高裁決定																												

4 今後の方針

- (1) 今後、対象の受給者の方に対して減額相当分を保障する可能性があるとの報道もあるが、現時点で国の方針は示されていないため、動向を注視していく。
- (2) 国の方針が示され次第、速やかな対応を行う。

※ 足立区の状況

足立区における平成25年から平成27年にかけて本件改定を理由として生活扶助の支給額を変更する旨の保護変更決定を行った世帯数及び当時の改定額は以下の通りである。

(1) 世帯数

内容		世帯数
現在も受給中の世帯		約 8, 000 世帯
廃止になった世帯		約 16, 000 世帯
廃止 内訳	死亡	約 7, 500 世帯
	転出	約 1, 300 世帯
	辞退	約 1, 200 世帯
	収入増	約 2, 200 世帯
	その他	約 3, 800 世帯
計		約 24, 000 世帯

(2) 当時の改定額

世帯毎に当時の世帯人数や年齢構成によって金額が異なり、現時点で具体的な算出及び提示は困難である。

参考に、「足立区福祉事業概要（令和4年度実績）p160」に記載されている生活扶助基準額の推移から当該改定部分を抜粋して掲載する。

以下の表は3人世帯（夫33歳・妻29歳・子4歳）の場合で算定しており、3年間で12, 054円（6. 88%）の減額となった。

訴訟対象の
基準改定

改定 (改定日)	生活扶助基準額 (円)	前年比 (%)
第68次改定 (平成24年4月1日)	175, 167	0. 00
第69次改定 (平成25年8月1日)	169, 814	-3. 06
第70次改定 (平成26年4月1日)	168, 839	-0. 57
第71次改定 (平成27年4月1日)	163, 113	-3. 39
第72次改定 (平成28年4月1日)	163, 113	0. 00

- ① 基準額には冬季加算（Ⅵ区×5／12）を含む。
- ② 第68次改定は住宅扶助（一般基準分Ⅰ）を含む。